浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月7日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市条例第25号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例(平成17年浜田市条例第278号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市さんあいホーム条例

第1条を次のように改める。

(目的及び設置)

第1条　高齢者の心身の健康増進及び社会的孤立感の解消を図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域福祉の推進に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市さんあいホーム(以下「さんあいホーム」という。)を浜田市金城町下来原1541番地20に設置する。

第2条を削る。

第3条中「高齢者生活福祉センターは、第1条の目的を達成するため」を「さんあいホームは」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号アからウまでを次のように改める。

ア　高齢者の福祉に関する相談及び情報の提供

イ　高齢者の健康増進及びレクリエーション等の支援

ウ　高齢者又は高齢者団体の自主活動のために必要な場の提供

第3条第3号エを削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、同条第5号中「目的達成のために必要な」を「市長が地域福祉の推進のため必要であると認める」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第2条とする。

第4条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

⑴　第2条各号に掲げる事業に関する業務

第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条

を第5条とする。

第8条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「午後5時」を「午後9時」に改め、同号を第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条を第7条とする。

第10条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

⑵　交流事業　地域住民との交流を行う団体又は個人

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第8条とする。

第11条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「の利用及び」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

⑷　政治目的又は宗教的活動のため利用するとき。

第11条第4項を削り、同条を第9条とする。

第12条第1項中「命じる」を「命ずる」に改め、同項第4号中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条第1項中「第3条第1号から第3号まで又は第5号に規定する」を「第2条各号（第3号を除く。）に掲げる」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「第3条第4号」を「第2条第3号」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条中「施設の利用を修了した」を「施設等の利用を終了した」に、「第12条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別表中「第15条」を「第13条」に改める。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。